



本ファクトシートは概要説明のために作成いたしました。これは法律文書ではありません。法の解釈並びに適用については、労働基準法と規則を参照してください。

July 2016

農業労務請負業者

農業労務請負業者は、農業作物の植え付け、栽培、収穫を行う農業生産者に作業員を提供します。作業員は実際には各生産者が所有するそれぞれの農場や農園などで作業に従事しますが、農業労務請負業者に雇用されています。

農業労務請負業者は、林業もしくは樹木のスプレーや剪定だけに従事する者以外は、労働基準法に従って認可を受けることが義務づけられています。生産者は自分の農地で作物を収穫するために作業員を雇用しただけの場合、農業労務請負業者として認可を受ける必要はありません。

認可要件

農業労務請負業認可証の申請には、基準法並びに規則に関する筆記試験に合格し、被雇用者に対する保証金として1人当たり最低賃金で80時間分の労働時間に相当する金額を納めることが義務づけられています。

この保証金の額は、農業労務請負業者が基準法の以下の節で規定されている「主要な要件」に違反しなかった場合、先々一定の割合で減額されます。

- 13(1)節 - 農業労務請負業者は認可を受けること
- 17(1)節 - 給料日
- 28節 - 賃金支払い記録
- 58節 - 休暇手当
- 15節および18(1)節 - 最低賃金

請負業者がこれらの主要な要件を確実に守れば、毎年保証金の額は減っていきます。減額明細は次の表の通りです。

違反期間	枚
¥以上2年未満	60
¥以上3年未満	40
¥以上	20

請負業者が以前に基準法に違反したことがなければ、3年有効の認可証が発行されます。これ以外の場合は毎年更新しなければなりません。

無認可請負業者

生産者は認可を受けている請負業者のみを使用することが義務づけられています。無認可の請負業者を使った場合、\$500から\$10,000の罰金が科せられます。

無認可請負業者が派遣した労働者を使った場合、生産者は基準法では農業労働者の雇用主とみなされ、未払い賃金が発生した場合責任をとらなければならないことがあります。

農業労務請負業者の義務

請負業者の義務は以下の通りです。

- 認可された活動を行っている間は常に農業労



務請負業者認可証を携帯する

- 雇用した作業員の輸送用車両すべてに必ず認可証の写しを掲示する
- 農業労務請負業者として取引する人すべてに、あらかじめ認可証を見せる
- 請負業者の事業先もしくは自宅の住所に変更があった場合は、直ちに局長に届ける
- 作業員の輸送用車両すべての登録番号並びにナンバープレートの番号のリストを局長に届ける
- 作業員輸送用の各車両には有効期限が切れていない検査証明書を貼り、またその写しを局長に提出する
- 作業員輸送車の運転手は、運転する車の車種に該当する有効な運転免許証を携帯する
- 作業員の輸送に使われる各車両に、運転手、座席、シートベルト着用の義務付けなど車両と乗員の安全性に関する局長から交付を受けた通知書を掲示する

記録の保存

農業労務請負業者は、各作業現場に局長が閲覧できるように毎日の作業記録を保管しなければなりません。これには次の事がらを必ず記載します。

- 生産者氏名、作業員の派遣先作業場の所在地、および当日その作業場で働く作業員の氏名
- 各作業員の氏名と作業日
- 各作業員が毎日働く場所
- 各作業員が毎日収穫した果物、野菜、ベリー類、花の名前
- 各業者が毎日収穫した作物の量または重量

記録はすべて英語で記載し、雇用が終了しても2年間保存することが雇用主に義務づけられています。

移動費

農業労務請負業者が作業員を作業場へ輸送したにもかかわらず仕事がない場合、請負業者は次のいずれか多額の左を作業員に支払わなければなりません。

- 最低時給賃金で2時間分
- 出発地点からそこへ戻るまでの移動に要した時間、または作業員が同意したあまり遠くない代替作業場所への移動時間

この義務付けは、天候が作業に適さない場合、または請負業者にとって不可抗力の事情により作業ができない場合には、適用されません。

賃金率と賃金の揭示

農業労務請負業者は全作業場および作業員輸送用の全車両のよく目につくところに、作業員への賃金表を表示することが義務づけられています。

業者は作業員の銀行口座へ必ず賃金を直接振り込むことになっています。

採用手数料は無料

農業労務請負業者は、作業員に採用手数料もしくは仕事の斡旋料の請求は絶対にできません。

車両の安全性

農業労働者の輸送に用いられる車両はすべて、自動車法ならびに自動車法規則 39 目 道路交通安全の要件に

従って保守整備を行うことが義務づけられています。

農業労働者を輸送するために農業労務請負業者が使用中の車両が使用停止処分を受け、州が代替輸送手段を提供した場合、請負業者は管理手数料\$500を局長に納めなければなりません。

認可の停止または解約

農業労務請負業者の認可は、請負業者が下記の事を行った場合、停止もしくは解約となることがあります。

- ・ 認可証の申請に虚偽または誤解を招くような事柄を記載した
- ・ 認可条件に違反した
- ・ 基準法もしくは規則に違反した
- ・ 自動車法の条項を守らなかった
- ・ 農業労働者の移送に使用中の車が、整備不良のため使用停止処分となった
- ・ 労働者災害補償法または労働安全衛生規則に違反した

農業関連規則順守監査チーム

順守監査チームは基準法に基づき作業場の立入調査のために農場へ立ち入る権限を持っています。通常の農場で

の作業の観察を目的としているため、立入調査は予告なしに行われます。農場に農場労務請負業者や生産者がいれば会見し、労働者との面談や記録の検討も行います。

生産者や農場労務請負業者が順守監査チームの立ち入りを拒むと、\$500 から\$10,000 の罰金が科せられます。

本ファクトシート内で使われている「局長」という表現は雇用基準管理局の局長を指しています。順守監査チームは基準法で移譲された局長の職務、権限、機能を遂行します。

詳細は本省 Web サイトの“[Agriculture](#)”のリンクを参照するか、農業ホットライン(604) 513-4604 へお問い合わせください。